

運営に関する細則

- 第1条 この細則は、敦賀市文化協会規約（以下規約という）に基づき会の運営に関する必要な事項を定める。
- 第2条 規約第8条による選考委員は、執行部員2名および部門長で構成する。
2 本会の常任委員は、常任委員選出要項に基づいて選出し、委員総会に報告する。
- 第3条 規約第13条2. 執行部会は、正副会長及び企画部長、広報部長並びに事務局長によって組織する。
- 第4条 本会に次の部門を置く。
1. 美術部門 2. 音楽部門 3. 芸能部門
4. 文学部門 5. 教養部門 6. 趣芸部門
7. 郷土芸能部門 8. 創作部門
- 第5条 前条の各部門に部門長・副部門長を置く。
2 部門長は、各部門より選出された常任委員の代表者とする。
3 部門長は、当該部門を統理し部門の運営にあたる。
4 副部門長は、部門長を補佐し、部門長事故あるときはその職務を代行する。
- 第6条 本会に次の部を設ける。
1. 企画部
2. 広報部
- 第7条 部の運営は次のとおりとする。
1. 部員は執行部会で部門長の中より選出する。
2. 部の業務は、会長の指示により企画、広報等全般にわたり企画部長、広報部長がその任にあたる。
- 第8条 会の運営上、必要に応じ会長が部門長を招集し、協議することができる。
- 第9条 本会の運営上特別に必要があるときは、常任委員会の議を経て特別委員会を設けることができる。
- 第10条 本会の団体会費は5千円・個人会費1千円。及び個人会員費は2千円。
並びに賛助会員は年額1万円を会費として納めねばならない。
2 前項の支払い義務を履行しなかった場合は会員資格を喪失する。
- 第11条 監査委員の会計監査は、年1回以上行い、その結果を委員総会に報告する。

第12条 本会に功労のあったものに対する表彰規定は別に定める。

第13条 本会役員の慶弔に関する規定は別に定める。

第14条 規約第4条を達成するための本会の後援に関する規定は別途定める。

附 則

1. この細則は、昭和56年5月30日より施行する。
2. この細則は、昭和57年5月6日より施行する。
3. この細則は、昭和58年3月27日より施行する。
4. この細則は、平成6年4月7日より施行する。
5. この細則は、平成7年4月1日より施行する。
6. この細則は、平成9年4月1日より施行する。
7. この細則は、平成10年4月1日より施行する。
8. この細則は、平成15年4月1日より施行する。
9. この細則は、平成17年4月1日より施行する。
10. この細則は、平成24年4月1日より施行する。
11. この細則は、平成28年4月1日より施行する。
12. この細則は、平成29年4月1日より施行する。

常任委員選出要項

1. 目的 会員意識を高め、会の円滑な運営と会員の総意による民主的な会の運営をはかる。
2. 選出要項 規約第16条による委員の内から、所属部門より選出する。
3. 委員の定数 各部門の団体数を勘案し、常任委員会の議を経て定数を定める。ただし、常任委員の定数は原則として3団体につき1名とする。

常任委員の定数

部 門	団 体 数	常 任 委 員	種 別
美 術 部 門	11	4	絵画・書道・写真
音 楽 部 門	10	4	邦楽・洋楽
芸 能 部 門	12	4	日舞・洋舞・民舞
文 学 部 門	2	3	俳句・短歌
教 養 部 門	11	5	茶道・華道
趣 芸 部 門	1	1	仏画
郷土芸能部門	5	2	郷土民族芸能
創 作 部 門	2	1	フラワーデザイン、ハンドメイドクラフト
合 計	54	24	

R5.4.1 現在

附 則

1. この要項は、平成10年4月1日から適用する。
2. この要項は、平成15年4月1日から適用する。
3. この要項は、平成17年4月1日から適用する。
4. この要項は、平成21年4月1日から適用する。
5. この要項は、平成24年4月1日から適用する。
6. この要項は、平成26年4月1日から適用する。
7. この要項は、平成29年4月1日から適用する。
8. この要項は、平成31年4月1日から適用する。

入会団体・個人取扱要項

1. 対 象 入会は、本市に事務所及び活動拠点を有する団体並びに本市に住所及び活動拠点を有する個人とする。
2. 申 請 (1) 入会しようとする団体及び個人は、別紙様式により申請する。
(2) 入会の時期は随時とする。
(3) 申請書の提出にあたっては、所属部門長の推薦を必要とする。
(4) 申請は、所属部門をへて、執行部会において審査のうえ、可否決定し、承認の上、常任委員会、委員総会において報告する。
(5) 入会が承認された団体及び個人には、承認通知書を送付する。
会員としての活動は承認の日からとする。
3. 会 費 入会時が年度の途中であっても年会費を納入する。
ただし、市民文化祭に出場団体の敦賀市以外からの応援参加の場合は(高校生以下)、後期入会として、会費を半額とする。

附 則

1. この要項は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
2. この要項は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
3. この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
4. この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
5. この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

慶 弔 規 程

第1条 敦賀市文化協会の「運営に関する細則第12条」に基づき本会役員の慶弔に関する規定を定める。

第2条 本会の役員（顧問・常任委員、事務局員を含む）に慶弔のあった場合には次の区分により慶弔の意を表す。

2 死亡した場合は香典又は生花として10,000円分を贈る。

3 慶賀については、社会通念上妥当なものとし、執行部会の議を経て定める。

附 則

1. この規程は、昭和56年5月30日より施行する。
2. 昭和50年7月1日施行の細則は廃止する。
3. この規程は、平成9年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成24年4月1日より施行する。